

令和 7 年 9 月

宇土市議会定例会議案（その 2）

令和 7 年 9 月 5 日招集

令和 7 年 9 月市議会定例会議案（その 2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第 7 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第 1 2 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について	1 別冊
議案第 7 2 号	令和 6 年度宇土市水道事業会計決算の認定について	2 別冊
議案第 7 3 号	令和 6 年度宇土市下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第 7 4 号	宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 7 5 号	宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 7 6 号	宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 7 7 号	宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について	1 0
議案第 7 8 号	宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 7 9 号	令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について	1 4 別冊
議案第 8 0 号	令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
議案第 8 1 号	令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 5 別冊
議案第 8 2 号	令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃

議案第 8 3 号	令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	1 6 別冊
議案第 8 4 号	令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 8 5 号	宇土市監査委員の選任について	1 7
議案第 8 6 号	宇土市教育委員会の委員の任命について	1 8
報告第 1 0 号	令和 6 年度宇土市財政の健全化判断比率について	1 9 別冊
報告第 1 1 号	令和 6 年度宇土市水道事業資金不足比率について	2 0 別冊
報告第 1 2 号	令和 6 年度宇土市下水道事業資金不足比率について	〃
報告第 1 3 号	令和 6 年度宇土市一般会計継続費精算報告について	2 1
報告第 1 4 号	専決処分の報告について 専決第 1 1 号 損害賠償額の決定について	2 3

議案第 7 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 1 2 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要があるが生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第 7 2 号

令和 6 年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第 7 3 号

令和 6 年度宇土市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度宇土市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第 74 号

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 20 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 21 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 21 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 21 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条第1項中「除く。）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の宇土市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 75 号

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 15 条の 5 任命権者は、宇土市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）

第 24 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 宇土市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の

日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

国の子育てと仕事に関する両立支援制度の拡充に伴い、本市職員の勤務環境を整備するため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 7 6 号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 3 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 の項中

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同項を 5 の項とし、

同表の 2 の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて
行う保護の実施に関する情報であって規則で定める
もの

」を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて
行う保護の実施に関する情報であって規則で定める

もの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同項を４の項とし、

同表の１の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
--

」を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同項を３の項とし、

同項の前に次のように加える。

１ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
２ 市長	市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２に次のように加える。

６ 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-------------	--	----------------------

別表第３の３の項中「及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報」を「、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報及び住登外者宛名情報」

に改め、同表に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 77 号

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市下水道条例等の一部を改正する条例
(宇土市下水道条例の一部改正)

第 1 条 宇土市下水道条例（昭和 54 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中、「登録したもの」を「指定したもの」に、「登録工事店」を「指定工事店」に改め、次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 28 条中「（昭和 27 年法律第 292 号）」を削る。

第 31 条の見出しを「手数料」に改め、同条第 1 項中「登録工事店の登録」を「指定工事店」に、「登録手数料」を「手数料」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「登録手数料」を「手数料」に改める。

(宇土市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 宇土市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(宇土市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第 3 条 宇土市漁業集落排水施設条例（平成 20 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 78 号

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇土市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条表以外の部分中「水量料金」を「従量料金」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 専用給水装置

種別及び メーター口径		料金区分	基本料金	従量料金		
				第1段	第2段	第3段
一般用	16ミリメートル以下	6立方メートル以下	1,300円	7立方メートル以上30立方メートル以下	31立方メートル以上50立方メートル以下	51立方メートル以上1立方メートルにつき250円
	20 "	"	1,600円	1立方メートルにつき210円	1立方メートルにつき230円	
	25 "	"	2,000円			
	40 "	"	3,200円			
	50 "	"	4,000円			
	75 "	"	6,000円			
	100 "	"	8,100円			
	100ミリメートルを超えるもの	"	12,100円			
臨時用	1立方メートルにつき 240円					

第 27 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 29 条第 1 項中「水量料金」を「従量料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の宇土市水道事業給水条例第 26 条第 1 号の規定は、令和 8 年 5 月 1 日以降の水道メーター検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーター検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

(激変緩和措置)

- 前項の規定にかかわらず、給水区域（宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関す

る条例（昭和４３年条例第１０号）第３条第２項第１号に規定する給水区域をいう。）のうち、神合町の一部、野鶴町の一部、笹原町、城塚町の一部、網津町、住吉町、下網田町の一部、戸口町及び赤瀬町の一部の区域における、令和８年５月１日から令和１０年４月３０日までの水道メーター検針に係る一般用の従量料金については、次の表のとおりとする。

従量料金		
第１段	第２段	第３段
７立方メートル以上３０立方 メートル以下 １立方メートルにつき　１７ ０円	３１立方メートル以上５０立 法メートル以下 １立方メートルにつき　１９ ０円	５１立方メートル以上 １立方メートルにつき　２１ ０円

提案理由

水道料金を改定し、安定的な水道事業運営の維持を図るため、条例を改正する。
 これが、この議案を提出する理由である。

議案第 79 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 80 号

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 1 号

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 2 号

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 3 号

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 8 4 号

令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

